

豊橋市請負工事成績評定及び通知要領

(趣旨)

第1条 この要領は、請負工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負金額が130万円を超える請負工事とする。ただし、特殊又は緊急を要する工事についてはこの限りでない。

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形・品質・出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等及び法令遵守等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、豊橋市工事等検査要綱第2条に定める検査を行う者（以下「検査員」という。）及び豊橋市工事監督要領第2条に定める監督を行う者（以下「監督員」という。）とする。

(成績評定の時期)

第5条 成績評定の時期は、検査員にあっては、中間検査及びしゅん工検査実施のつど、総括監督員、主任監督員、及び専任監督員にあっては、工事の完了のときとする。

(成績評定の方法)

第6条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、豊橋市工事等検査要綱に規定する「工事成績採点表」により行うものとする。
- 3 評定にあたっては、「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。
- 4 工事における創意工夫、社会性等に関し、受注者は工事完了までに当該工事における実施状況（様式第1）を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮できるものとする。

(工事成績評定表等の提出)

第7条 検査員はしゅん工検査の評定を行った後、遅滞なく工事担当課長に、工事成績評定表及び工事成績採点表、項目別評定点（様式第2）を検査結果通知書に添付して提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 工事担当課長は、検査員から工事成績評定表の提出があった時は、遅滞なく当該工事の受注者に対して評定結果を、工事検査合格通知書に項目別評定点を添付し、通知するものとする。

(説明請求)

第9条 豊橋市工事等検査要綱第13条第2項により通知を受けた受注者は、「豊橋市入札、契約の過程に係る苦情処理の手続要領」により、市長等に対して評定についての説明を求めることができる。

2 第1項の規定による書面の提出先は、工事を発注した担当課とする。

(評定の修正)

第10条 評定者又はこれに準ずる者は、第8条による評定結果の通知後において、次の各号のいずれかの事由により、工事成績評定表等の評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事評定を修正することができる。

- (1) 受注者に重大な法令違反等が判明した場合
- (2) 工事目的物に契約不適合が存在した場合であって、契約約款の規定に基づいて履行が追完され、報酬が減額され、又は損害が賠償された場合
- (3) 評定の錯誤等により、工事成績評定表等の評定の修正が必要であると認められる場合
- (4) 豊橋市入札、契約の過程に係る苦情処理の手続要領第4(3)に規定する再苦情申立てへの回答による場合

2 工事担当課長は、評定が修正されたときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して評定結果を工事成績評定通知書（修正）（様式第3）に項目別評定点を添付し、通知するものとする。

3 工事担当課長は、前項による通知後、評定表の写しを契約検査課長に送付しなければならない。

(修正後の評定)

第11条

前条第1項の規定により修正された評定の結果は、同第2項の通知後将来に向かってのみ効力を有する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、評定の方法について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

様式 第1

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者氏名	
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない 軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> その他	
	地域への貢献等	

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式第2

項 目 別 評 定 点

受付番号 _____

課 名 _____

工事名 _____

工事場所 _____

受注者氏名 _____

工 事 成 績 採 点 表

評 価 項 目	細 別	評 定 点 ／ 満 点
1.施工体制	I 施工体制一般	/ 3.2 点
	II 配置技術者	/ 3.8 点
2.施工状況	I 施工管理	/ 11.7 点
	II 工程管理	/ 9.3 点
	III 安全対策	/ 10.7 点
	IV 対外関係	/ 3.4 点
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 16.2 点
	II 品質	/ 18.2 点
	III 出来ばえ	/ 8.5 点
4.工事特性		/ 6 点
5.創意工夫		/ 4 点
6.社会性等		/ 5 点
7.法令遵守等		▲ 点
評 定 点 合 計		/ 100 点

※ 評定点の合計については、小数点以下を切捨てし、整数で表示する。

(様式 第3)

豊契第 号
年 月 日

○○○○○○○○○様

豊橋市長

工事成績評定通知書（修正）

貴社が履行した工事について、豊橋市請負工事成績評定及び通知要領第10条第1項の規定により、成績評定を下記のとおり修正したので、同条第2項の規定により通知します。

記

工事名							
工事場所							
受注社名			契約日	年 月 月			
契約金額	円		工 期	着手 年 月 日	完了 年 月 日		
完了検査日	年 月 月		完了日	年 月 月			
成績評定	評定点 点						
修正理由							